

3 令和3年度の主な修正内容について

防災基本計画の修正の反映

1. 災対法の改正に伴う修正
① 避難勧告・避難指示の一本化
「避難勧告又は避難指示」
↓
「避難指示」
② 個別避難計画の努力義務化
個別避難計画に係る規定を追記
③ 広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定等の措置
原子力緊急事態宣言以降において、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に広域避難させるにあたって必要となる自治体間の協議に関する規定を追記
2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正
新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、避難所のレイアウトや動線の確認及び可能な限り多くの避難所の開設に努める旨を明記
3. その他（用語等）

原子力災害対策指針の修正の反映

- 施設敷地緊急事態要避難者の定義の改正
施設敷地緊急事態要避難者の定義を以下のとおり改正
- PAZ内のすべての妊婦、授乳婦、乳児及び乳幼児の保護者等を明記
 - 避難の実施により健康リスクが高まる者を含める
 - 「安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの」を除外

冷却告示への対応

女川原子力発電所1号炉が令和3年5月19日付け冷却告示の対象施設※として追加されたことを受け、1号炉に係る原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を2号炉・3号炉におけるPAZと同一の範囲とし、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）とする。

※ 原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設

体制見直し

1. 原子力災害警戒配備及び災害対策本部体制の見直し
復興・危機管理部の新設に伴い、本部事務局の体制を整理したほか、分掌事務及び対応課・公所を整理
2. 現地災害対策本部体制の見直し
自然災害との複合災害時への対応を考慮し、県現地本部の役割を整理した上で規模を適正化

その他の修正内容

1. 防災業務従事者の防護指標
女性の被ばく線量等放射線業務従事者の線量限度の規定に準じて明記
2. 原子力災害医療活動等実施系統図
原子力災害医療体制が「原子力災害拠点病院」等に移行したことに伴い系統図を更新

冷却告示への対応

現 行

修正後

1号・2号・3号炉



1号炉



2号・3号炉

